

◆「災害時における災害応急対策業務に関する協定」締結者の公募について

平成22年8月2日

概要

- 1, 協定対象区域
関東地方整備局首都国道事務所の管轄区域
- 2, 協定内容
本協定は、関東地方整備局首都国道事務所が管轄している区域に存在する国土交通省の施設等が地震・大雨等により被災した際に応急対応を実施するにあたり、これに必要な建設機械、技術者及び労力について、その確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止対応など被災施設の早期復旧に資することを目的として協定を結ぶものである。
- 3, 協定期間
平成22年10月1日から平成25年9月30日
- 4, 協定締結方式
公募により協定会社を選定
- 5, 契約予定時期
災害が発生した際または作業等指示をした時に随意契約を締結

スケジュール

- 1, 受付期間
平成22年8月2日(月)～平成22年9月3日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。
協定締結の公募を首都国道事務所HPへ掲示
(資料については、首都国道事務所ホームページにおける掲示及び首都国道事務所経理課において配布しています。)
- 2, 技術資料の提出期限
平成22年9月3日(金)17時15分
※希望する者は資料を本ホームページまたは窓口受領して技術資料を作成し、応募期間内に申請して下さい。
- 3, 技術資料の提出先
首都国道事務所 経理課

◆協定に関する資料(公募文・技術資料作成要領・様式等)

公募文及び技術資料作成要領、協定書、様式は次頁以下をご覧下さい。

◆問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所 工務課 (担当/弓削(ゆげ))
TEL 047-362-4114

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料作成要領を交付しますので、技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

平成22年8月2日

国土交通省 関東地方整備局
首都国道事務所長
杉崎 光義

記

1. 協定の概要

- (1) 名称：災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目的：本協定は、国土交通省関東地方整備局首都国道事務所が管轄している区域に存在する国土交通省の施設等が地震・大雨等により被災した際に応急対応を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、その確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的として協定を結ぶものである。
- (3) 内容：協定書及び協定区間は別紙ー1，2のとおり
- (4) 期間：平成22年10月1日から平成25年9月30日まで

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、造園工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生

手続開始の申し立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- （４）下記の市区町村内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書３条に記載されている事務所の所在地が下記の市区町村内であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）。

東京都：東京２３区

千葉県：千葉市、市川市、松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、野田市、浦安市、船橋市、習志野市、我孫子市、八千代市、佐倉市、四街道市、印西市、白井市、栄町

埼玉県：さいたま市、三郷市、吉川市、八潮市、和光市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、新座市、宮代町、杉戸町、松伏町

茨城県：つくば市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、坂東市、つくばみらい市、守谷市、牛久市、利根町

- （５）平成８年４月１日以降に、関東地方整備局管内の地域で元請けとして完成・引渡しが完了した道路・河川に関する工事のいずれかの施工実績を有すること。
- （６）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．技術資料の作成及び提出に関する事項

技術審査における審査項目は次のとおりとする。

- （１）災害応急復旧協定又は契約の締結状況（他の行政機関も含む）
- （２）災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況
- （３）災害出動要請時の人員配置状況及び技術力
- （４）災害時における出動実績の状況（地震や台風等の状況把握又は災害応急復旧工事など）
- （５）上記２．（５）における施工実績
- （６）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の同工種工事における工事成績及び優良工事の表彰の有無
- （７）協定締結区間の希望理由

４．協定締結の選定に関する事項

協定締結者の選定方法は次のとおりとする。

- （１）協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を総合的に判断し選定するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とすることもある。
- （２）協定区間は、審査項目（７）協定締結区間の希望理由を参考のうえ決定するものである。
- （３）協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合は、予定する協定区間を変更、または、審査項目（２）災害時に使用する建設機械の保有及び技術力の内容を勘案し、複数区間を担当してもらう場合もある。
- （４）上記（１）から（３）における技術資料及び技術審査の各項目、ならびに審査項目についての詳細は技術資料作成要領による。

５．手続等

(1) 担当部署 〒270-0072

千葉県 松戸市 竹ヶ花 8 6

関東地方整備局 首都国道事務所 工務課 (担当：弓削)

TEL 047-362-4114

FAX 047-362-5892

電子メール yuge-t8310@ktr.mlit.go.jp

(2) 技術資料作成要領の交付期間、場所及び方法

・ 交付期間

平成22年8月2日(月)から平成22年9月3日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。

・ 交付場所及び方法

資料一式(公募文・技術資料作成要領・様式)の入手方法は、首都国道事務所HPからのダウンロード、または首都国道事務所経理課の窓口において配布する。

※首都国道事務所HPアドレス

<http://www.ktr.mlit.go.jp/syuto/index.htm>

(3) 技術資料の受付期間並びに提出場所及び方法

・ 受付期間

平成22年8月2日(月)から平成22年9月3日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。

・ 提出場所

〒270-0072

千葉県 松戸市 竹ヶ花 8 6

関東地方整備局 首都国道事務所 経理課

TEL 047-362-4112

FAX 047-362-6190

電子メール tanaka-y8314@ktr.mlit.go.jp

・ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電送又は電子メール(電送または電子メールの場合には着信を確認すること。)による。

詳細は、技術資料作成要領による。

(4) 協定締結者への通知

・ 通知方法

協定締結者へは郵送及び電送により書面をもって通知する。

・ 選定通知

平成22年9月27日(月)(電送及び郵送発送予定)

6. その他

- (1) 本協定は、首都国道事務所が実施する総合評価落札方式による工事発注，千葉県内に存在する関東地方整備局の他の事務所が実施する総合評価落札方式による工事発注の競争入札において、企業の信頼性社会性で、「災害協定等による地域貢献の実績」として加算評価されるものである。
- (2) 提出頂いた技術資料に関し、平成22年9月13日～15日(予定)の間でヒアリングを実施する予定。

『災害時における応急対策業務に関する協定』締結
技術資料作成要領

災害時における災害応急対策業務に関する協定締結の希望者は、下記要領により技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

国土交通省 関東地方整備局
首都国道事務所長
杉崎 光義

記

1. 協定の概要

- (1) 名称：災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目的：本協定は、関東地方整備局首都国道事務所が管轄している区域に存在する国土交通省の施設等が地震・大雨等により被災した際に応急対応を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、その確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止対応など被災施設の早期復旧に資することを目的として協定を結ぶものである。
- (3) 内容：協定書及び協定区間は別紙ー1，2のとおり
- (4) 期間：平成22年10月1日から平成25年9月30日まで

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、造園工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 下記の市区町村内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書3条に記載されている事務所の所在地が下記の市区町村内であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）。

東京都：東京23区

千葉県：千葉市、市川市、松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、野田市、浦安市、船橋市、習志野市、我孫子市、八千代市、佐倉市、四街道市、印西市、白井市、栄町

埼玉県：さいたま市、三郷市、吉川市、八潮市、和光市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、新座市、宮代町、杉戸町、松伏町

茨城県：つくば市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、坂東市、つくばみらい市、守谷市、牛久市、利根町

(5) 平成8年4月1日以降に、関東地方整備局管内の地域で元請けとして完成・引渡し完了した道路・河川の工事のいずれかの施工実績を有すること。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料の作成

作成する技術資料の内容は次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として以下の書類を提出すること。

- ・次表1) の実績として記載した協定書又は契約書の写しを提出すること。
- ・次表2) で記載した保管場所の位置を表示した図面を提出すること。なお図面表示する保管場所は、資材のみの置場も表示すること。
- ・次表3) で参集時間を算出するために選定した参集場所の位置を表示した図面を提出すること。
- ・次表5) の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約者の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。

なお、上記契約書の写し等で施工実績の確認が困難な場合は、平面図や構造図等を添付すること。

○記載事項	○内容に関する留意事項
1) 災害応急対策に関する協定または契約の締結状況	①行政機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約の締結状況を記載する。 ②締結している場合は、協定又は契約の別、名称、機関名、有効期間を記載すること。なお、複数締結している場合は、全てを記載するものとする。 ③記載様式は様式-1とする。
2) 災害時に使用する建設	①災害時に確保可能な建設機械及び運搬車両の保有及び手配状況を

<p>機械及び運搬車両の保有及び手配状況</p>	<p>記載すること。</p> <p>②記載する対象は、自社、協力会社及びリース会社で所有または手配することができる建設機械及び運搬車両とする。ただし、所有または手配することができる建設機械及び運搬車両については、災害時に必ず確保できることを条件とするので注意されたい。</p> <p>③記載内容は、建設機械及び運搬車両ごとに名称、規格、数量、所有者(自社・協力会社・リース会社の別)、保管場所を記入すること。</p> <p>④記載様式は様式－２とする。</p>
<p>3) 災害出動要請時の人員配置状況及び技術力</p>	<p>①災害出動要請時において、現場へ出動可能な人員配置状況を記載する。</p> <p>②記載する対象は、自社及び協力会社の技術者、作業員、オペレーターとする。</p> <p>③記載内容は、上記対象者ごとの出動可能人数及び各自の参集時間を記入する。また、技術者については、1級または2級土木施工管理技士及び技術士の資格保有者数を記入するものとする。</p> <p>なお、参集時間の算出は以下によること。</p> <p>【参集手段】 公共交通機関及び車利用は不可とし、徒歩または自転車による参集とする。</p> <p>【参集場所】 対象者ごとに自社または協力会社の本店、支店、営業所等の勤務地及びリース会社を含む建設機械または資材の保管場所から選定するものとする。ただし、選定する参集場所は、参集後、連絡車等による移動手段が可能である事を条件とするので注意されたい。</p> <p>【参集距離】 自宅から参集場所までを直線距離で算出する。</p> <p>【参集時間】 徒歩の場合は4km/h、自転車の場合は10km/hとする。</p> <p>④記載様式は様式－３とする。</p>
<p>4) 災害時における出動実績の状況</p>	<p>①平成8年4月1日以降に関東地方整備局管内で、当事務所と同様もしくは類似する災害協定または契約により、災害時に出動した実績の有無を記載する。</p> <p>②出動実績がある場合は、出動年月、災害種別、協力の相手方、協力内容を記入すること。</p> <p>③記載様式は様式－４とする。</p>
<p>5) 工事の施工実績</p>	<p>①平成8年4月1日以降に関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した道路・河川の工事のうち代表的なもの(工事規</p>

	<p>模の大きなもの)を次の優先順位に基づき1件記載する。なお、優良工事表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。)を受けている工事を申請する場合は、表彰名、工事名、表彰者、及び表彰年月日が確認できるものを添付すること。</p> <p>1→国土交通省、他省庁発注工事。又は、同種工事において公団等発注工事で優良工事表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。)を受けている工事。</p> <p>2→公団等発注工事。</p> <p>※ここでいう公団等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関をいう。</p> <p>3→同種工事において東京都、埼玉県、千葉県、茨城県発注工事で優良工事表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。)を受けている工事。</p> <p>4→東京都、埼玉県、千葉県、茨城県又は区市町その他発注工事。</p> <p>②施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等のほか、工事概要を記載する。</p> <p>③施工実績は、可能な限りCORINSに登録されている工事から選定する。</p> <p>④共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。</p> <p>⑤経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとして①の施工実績を有すること。</p> <p>⑥経常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。</p> <p>⑦記載様式は様式-5とする。</p>
6) 協定締結区間の希望理由	<p>①協定締結にあつての実施希望区間を記載する。</p> <p>②記載内容は、協定締結を希望する区間の路線番号、区間番号(別紙-2「協定区間一覧表」参照)及び理由を記載するものとする。</p> <p>③希望区間は優先順位を付け、5箇所まで記載することができるものとする。</p> <p>④記載様式は様式-6とする。</p>

(2) 技術資料の提出

①技術資料は持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電送または電子メールによること(電送または電子メールの場合には着信を確認すること。)

- ・受付期間：平成22年8月2日(月)から平成22年9月3日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分までとする。
- ・受付場所：国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所 経理課

〒270-2218

千葉県 松戸市 竹ヶ花 8 6

関東地方整備局 首都国道事務所 経理課

TEL 047-362-4112

FAX 047-362-6190

電子メール tanaka-y8314@ktr.mlit.go.jp

②提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。

③電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

1) 申請書類のファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word (Word2003形式以下のもの)
- ・Microsoft Excel (Excel2003形式以下のもの)
- ・JustSystem一太郎 (一太郎2007形式以下のもの)
- ・PDFファイル

2) 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書印等があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量が3MB以内とすること。なお、圧縮することにより3MBに収まる場合は、Zip形式またはLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査項目及び選定の着目点は次のとおりとする。

○審査項目	○選定の着目点
1) 災害応急復旧協定または契約の締結状況	①協定または契約の締結状況については、締結合計数を審査することとし、締結数の少ないものを優位とする。 ②協定または契約の締結機関から判断し、国の機関，東京都・埼玉県・千葉県のいずれかの都県機関，関東地方整備局管内の国以外の機関，それ以外の順に優位とする。
2) 災害時に使用する建設機械の手配状況	①建設機械の保有及び手配数量（自社、協力会社、リース会社含む）を審査することとし、その他建設機械（ショベルローダー，小型ブル・バックホウ等）の合計台数、運搬車両自社保有率を審査し、台数が多く自社保有率の高いものを優位とする。
3) 災害出動要請時の人員配置状況	①技術者、作業員、オペレーターの出動可能人数（自社、協力会社含む）を審査することとし、出動可能人数の合計人数が多いものを優位とする。
4) 災害出動要請時の人員	①災害時に出勤可能な技術者の、1級または2級土木施工管理技士

の技術力	及び技術士の資格保有技術者数を審査することとし、技術士の資格保有技術者数の合計人数が多いものを優位とする。
5) 災害時における出動実績の状況	①平成8年4月1日以降に関東地方整備局管内において災害協定または契約により出動した実績の有無を審査することとし、国の機関との協定で出動した事例、自治体との協定で出動した事例、それ以外の順に優位とする。
6) 工事の施工実績	①平成8年4月1日以降に関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した道路・河川工事の発注機関を審査することとし、3.(1)5)に記す優先順位に基づき優位とする。 ②上記工事の契約金額から判断し、契約金額の高いものを優位とする。
7) 工事成績	①関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の道路・河川の工事における過去2年間の工事成績評定点の平均点を審査することとし、平均点の高いものを優位とする。 ②関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の当該工種工事における平成21年度から平成22年度までの優良工事表彰の回数の多いものを優位とする。
8) 協定締結区間の希望理由	①協定区間の希望理由を参考のうえ協定区間の選定を行うものとする。 ②1区間毎に選定した後に、未選定区間がある場合は、2区間目の選定を行うこととし、再選定することとする。

5. 協定締結者の選定に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

①提出された技術資料を基に、審査に関する事項の各審査項目を総合的に判断し協定締結者を選定する。なお、災害時の際には、選定された協定締結者に関して、技術資料2)「災害時に使用する建設機械の手配状況」、技術資料3)「災害出動要請時の人員の技術力」ならびに、技術資料8)「協定締結区間の希望理由」を考慮し協定締結区間選定、災害出動時の要請依頼順が定まるものとする。

ただし、協定締結区間は希望区間とならない場合がある。

②協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合は、予定する協定締結区間を変更又は、技術資料2)「災害時に使用する建設機械の手配状況」、並びに3)「災害出動要請時の人員配置状況」の内容を勘案し、複数区間を担当してもらう場合もある。

(2) 協定締結者への通知

①「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の協定締結者として選定したものには、書

面をもって首都国道事務所長から通知する。

②選定通知は、平成22年9月27日（月）を予定する。

6. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）を書面をもって首都国道事務所長から通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、首都国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) (2) の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・受付窓口：関東地方整備局 首都国道事務所 工務課（担当：弓削）
〒270-2218 千葉県 松戸市 竹ヶ花86
TEL 047-362-4114
 - ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。
- (4) (2) の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2) の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (4) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、協定内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・問い合わせ先：関東地方整備局 首都国道事務所 工務課（担当：弓削）
〒270-0072 千葉県 松戸市 竹ヶ花86
TEL 047-362-4114

8. その他

- (1) 本協定は、首都国道事務所が実施する総合評価落札方式による工事発注、千葉県内に存在する関東地方整備局の他の事務所が実施する総合評価落札方式による工事発注の競争入札において、企業の信頼性社会性で、「災害協定等による地域貢献の実績」として加算評価されるものである。
- (2) 提出頂いた技術資料に関し、平成22年9月13日～15日（予定）の間でヒアリングを実施する予定。

災害時における災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役（以下「乙」という。）とは、首都国道事務所管轄内の国土交通省所管施設等について、災害時における災害応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、甲が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害に関する災害応急対策業務に関し、これに必要な建設機械、技術者及び労力等（以下「建設機材・労力等」という。）について、その確保及び動員の方法を定め、被災施設の被害拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は所管施設に災害が発生し、または、発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「災害応急対策業務」（以下「業務」という。）の協力を要請することができるものとする。

（業務内容）

第 3 条 甲が、乙に対し協力を要請する業務は所管施設の被害状況の把握と報告、並びに甲の指示する当該被災所管施設の緊急措置、道路啓開及び応急復旧等（以下「応急対策等」という。）を実施するものとする。

なお、甲の指示する当該被災施設の緊急措置、道路啓開及び応急復旧の内容は次のとおりである。

①. 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、また、危険箇所の注意喚起や交通規制措置を周知する案内板や標識等を設置する。

②. 道路啓開

緊急車両の通行確保（原則 2 車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は 1 車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の

障害物除去や、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

③. 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

(実施区間)

第 4 条 実施区間は一般国道〇号のうち〇〇から〇〇とする。

(建設資機材等の報告)

第 5 条 乙は、あらかじめ災害時に備え、「災害応急対策業務」に際し使用可能な建設機材・労力等の数量(人数)及び体制を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、または、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。

3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

(業務の出動要請)

第 6 条 甲は、乙に対して第 3 条に基づき「災害応急対策業務」の実施を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

2 乙は、甲からの業務実施の要請を承諾する場合、甲に対し書面、電話等の方法によりその旨を報告する。また乙は、出動する場合は速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

(業務の指示)

第 7 条 業務の直接の指示は甲又は当該実施区間を担当する出張所長(以下「出張所長」という。)、甲の指示を受けた首都国道事務所の職員のいずれかが行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(建設資機材等の提供)

第 8 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、甲が保有する建設資機材等と乙の保有する建設機材・労力等について、相互に提供するものとする。

(契約の締結)

第 9 条 甲は、第 6 条に基づき、乙に出動を要請したときには、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(業務の実施報告)

第 10 条 乙は「災害応急対策業務」を行ったときは、作業開始時間・作業終了時間及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに、業務の指示を行った者へ報告するものとする。

2 甲は、必要に応じて「災害応急対策業務」の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

(業務の完了)

第 11 条 乙は、「災害応急対策業務」が完了したときは、電話等の方法により直ちにその旨を業務の指示を行った者へ報告するものとする。

(費用の請求)

第 12 条 乙は、「災害応急対策業務」完了後、当該業務に要した費用（第 8 条による乙の建設機材・労力等を含む）の見積書を甲に提出するものとする。

(費用の支払)

第 13 条 甲は、第 12 条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し第 9 条に基づき、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第 14 条 「災害応急対策業務」の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(業務の特例)

第 15 条 災害の発生時の被災状況等により、第 3 条で規定する以外の業務内容および第 4 条で規定する以外の区間についても業務を実施できるものとする。

(有効期限)

第 16 条 この協定の期間は、平成 22 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までとする。

(協定の解約)

第17条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

(その他)

第18条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成22年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
首都国道事務所長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

別紙-2「協定区間一覧表」

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』

路線	番号	協定区間	延長 km
R298	1	東京都葛飾区東金町8丁目 ~ 千葉県松戸市中矢切	3.0
	2	千葉県松戸市田尻1丁目 ~ 千葉県市川市高谷	2.6
R6	1	東京都中央区日本橋本町 ~ 千葉県松戸市南花島3丁目	17.5
R14	1	東京都中央区東日本橋 ~ 東京都江戸川区一之江	8.9
R357	1	東京都江戸川区堀江町 ~ 東京都大田区羽田空港	22.9

平成〇年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局
首都国道事務所長
〇〇〇〇 殿

住 所 千〇〇〇—〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
代表者 〇〇〇建設株式会社
代表取締役社長
〇〇〇〇

印

「災害時における災害応急対策に関する協定」に参加したく技術資料を提出します。なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 : 〇 〇 〇 〇
部 所 : 〇〇〇本店〇〇部〇〇課
電 話 番 号 : 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇(代) [(内)〇〇〇〇]
F A X 番 号 : 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇
E - m a i l : 〇〇〇〇〇〇.jp

2. 本店所在地

名 称 :
住 所 :
電 話 番 号 :

※注：本店とは、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載した本店。

災害応急復旧協定または契約の締結状況

会社名： ○○○建設株式会社

協定または契約の締結： あり なし

※注：どちらか一方に○印を付けること。

協定または契約を締結している場合は下表を記入すること。

番号	協定・契約の別	名 称	締結機関名	有効期間
1	<input checked="" type="checkbox"/> 協 定 <input type="checkbox"/> 契 約	○○○災害協定	○○県・○○区等	○年○月まで
2	<input type="checkbox"/> 協 定 <input type="checkbox"/> 契 約			
3	<input type="checkbox"/> 協 定 <input type="checkbox"/> 契 約			
4	<input type="checkbox"/> 協 定 <input type="checkbox"/> 契 約			
5	<input type="checkbox"/> 協 定 <input type="checkbox"/> 契 約			

※注) 実績として記載した協定書または契約書の写しを提出すること。

※注) 上表の協定・契約の別欄は、該当項目の口内に✓点を記入すること。

※注) 上表に記載しきれない場合は、適宜行を挿入のこと。

災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況

会社名： ○○○建設株式会社

災害時に確保可能な建設機械の保有及び手配状況を下表へ記入すること。
 なお、資材については保管場所のみ提出する図面に表示すること。

資機材名称	規 格	単 位	数 量	保 管 場 所		資機材及び保管場所の所有者	図面番号
				名 称	住 所		
バックホウ	Om3	台	1	○○リース機械置場	○○県○○市○○町○-○	○○リース会社	⑥
小型ブルドーザー	Ot級	台					
ショベルローダー	Om3	台					
タイヤローラー	O~Ot	台					
マカダムローラー	O~Ot	台					
振動ローラー	O~Ot	台					
Asフィニッシャー	Om	台	1	○○資材置場	東京都○○区○○町○-○	自社	④
大型ダンプ	Ot	台					
小型ダンプ	Ot	台	2	A社資材置場	東京都○○区○○町○-○	協力会社	⑤
トラック	Ot	台					
マイクロバス	O人乗り	台					
連絡車	○○cc、O人乗り	台	2	支店	東京都○○区○○町○-○	自社	②
クレーン類	ホイール式、Ot吊り	台	1	××リース置場	○○県○○市○○町○-○	××リース会社	⑦
ユニック車	Ot、Ot吊り	台					
タンパ		台					
発動発電機	OKVA	台					
コンプレッサー	Om3/min	基					
水中ポンプ	OL/min	基					
投光器		基					

※注) 保管場所の位置を表示した図面を提出すること(記載事項3)で提出する参集場所の位置を表示した図面との兼用は可としますが各様式に記載する図面番号は統一して下さい。
 ※注) 図面には資材のみの保管場所位置も表示すること。
 ※注) 上表の資機材名は記載例であるため、災害時に必ず確保可能な資機材を記入すること。

災害出動要請時の人員配置状況及び技術力

会社名： ○○○建設株式会社

災害出動要請時に現場へ出動可能な人員を、自社・協力会社別に下表へ記入すること。

参集場所 参集時間	自 社												協 力 会 社												合計		
	技術者				作業員				オペレーター				自社合計	技術者				作業員				オペレーター				協力会社合計	
	① 本店	② 支店	③ 営業所	小計	④ 支店	④ 自社 ○○ 資材 置場	⑤ A社 ○○ 資材 置場	小計	④ 自社 ○○ 資材 置場	⑥ ○○ リス 機械 置場	⑦ ×× リス 機械 置場	小計		技術者	小計	作業員	小計	オペレーター	小計								
0.5h以内			3	3	2	2		4				0	7				0				0	0	7				
1.0h以内	1	1	2	4		1		1	1			1	6				0				0	0	6				
1.5h以内	1	2		3	3			3		1		1	7				0				0	0	7				
2.0h以内		1		1		2		2			1	1	4				0				0	0	4				
2.5h以内				0	1			1				0	1				0				0	0	1				
3.0h以内				0				0				0	0				0				0	0	0				
4.0h以内				0				0				0	0				0				0	0	0				
5.0h以内				0				0				0	0				0				0	0	0				
6.0h以内				0				0				0	0				0				0	0	0				
9.0h以内				0				0				0	0				0				0	0	0				
12.0h以内				0				0				0	0				0				0	0	0				
15.0h以内				0				0				0	0				0				0	0	0				
18.0h以内				0				0				0	0				0				0	0	0				
21.0h以内				0				0				0	0				0				0	0	0				
24.0h以内				0				0				0	0				0				0	0	0				
24.0h以上				0				0				0	0				0				0	0	0				
計	2	4	5	0	11	6	5	0	11	1	1	1	3	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

- ※注) 参集時間を算出するために選定した参集場所の位置を表示した図面を提出すること。
(記載事項 2)で提出する建設資機材の保管場所を表示した図面との兼用は可としますが、各様式に記載する図面番号は統一して下さい。)
- ※注) 災害出動要請時に現場へ出動可能な人員を、参集場所及び参集時間ごとに集計されたい。
- ※注) 参集場所については、勤務地や資機材保管場所の所有者が判別できるように記入するとともに、提出する図面と対比できる番号を記入されたい。
- ※注) 参集場所の欄が不足する場合は適宜列を挿入のこと。

災害出動要請時に現場へ出動可能な「自社技術者」の資格保有状況を下表に記入すること。

	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士	技術士	計	備 考
自社技術者の資格保有人数	7	2	2	11	総合技術監理部門+建設部門 1名 建設部門 1名

※注) 備考欄には技術士保有者の所持部門別内訳人数を記入されたい。

災害時における出勤実績の状況

会社名： ○○○建設株式会社

災害協定または契約による災害出勤実績： あり なし

※注：どちらか一方に○印を付けること。

災害出勤実績がある場合は下表を記入すること。

番号	出勤年月	災害種別	協力した機関名	協力内容
1	○年○月	<input checked="" type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風または大雨 <input type="checkbox"/> その他()	○○県○○事務所 ○○市 ○○区 等	・震度○の地震が発生したため、県道または市道・区道○○線の道路施設被害調査のため出勤。
2	○年○月	<input type="checkbox"/> 地震 <input checked="" type="checkbox"/> 台風または大雨 <input type="checkbox"/> その他()	○○国道事務所	台風○号の影響により、国道○号の○○地区で法面崩壊が発生したため、応急復旧作業に出勤。
3		<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風または大雨 <input type="checkbox"/> その他()		
4		<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風または大雨 <input type="checkbox"/> その他()		

※注) 平成8年4月1日以降に関東地方整備局管内で、災害協定または契約により災害時に出勤したものを記入の対象とする。

※注) 上表の災害種別の欄は、該当項目の口内に✓点を記入されたい。なお、その他を選択した場合は()内に事象を記入すること。

※注) 上表に記載しきれない場合は、適宜行を挿入のこと。

工事の施工実績

会社名 : ○○○建設株式会社

工事の施工実績を下表へ記入すること。

工事名称等	工事名	○○○○○○工事	(CORINS登録番号)
	発注機関名	国土交通省 関東地方整備局 ○○事務所 等	
	施工場所	東京都○○区○○町地先～東京都○○区○○町地先	
	契約金額	○○○, ○○○, ○○○円	
	工期	平成○年○月○日～平成○年○月○日	
	受注形態等	単体 / ○○・○○JV(出資比率○○%)	
	表彰 [表彰名・工事名] (表彰者・年月日)	[優秀○○○○○表彰・○○○○○○○工事] (○○事務所長・平成○年○月○日)	
工事概要	分野	道路改良工事、橋梁下部工事、維持工事 等	
	工事内容	・土工 ○○m ³ ・排水工 ○○m	
	施工条件	夜間施工、濁水期施工、○○○と近接施工(離隔○m) 等	

※注) 上表記載欄の明示は記入例である。

※注) 工事の施工実績については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分))の写しを提出する。ただし、CORINS等での記載内容で施工実績の確認が困難な場合は、平面図、構造図等を添付すること。

※注) 表彰の欄については、申請する工事が公団等・都で優良工事表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。)を受けている場合に記入する。

協定締結区間の希望理由

会社名 : ○○○建設株式会社

協定締結にあたっての実施希望区間について下表に記入すること。

優先順位	協定締結を希望する区間		希望する理由
	路線	区間番号	
1	ROO	NO. O	<ul style="list-style-type: none"> ・本店、支店、営業所に近い区間であるため ・建設機械または資材の保管場所に近い区間であるため 等
2			
3			
4			
5			

※注) 協定締結にあたっての実施希望区間は5箇所までとする。

※注) 協定締結を希望する区間番号は別図を参照のこと。